

人権問題学習シリーズ 51

【今を楽しく生きる】

シルバー人材センターの会員（64歳・男性・小田地区）が、近況を話してくれました。

「シルバー人材センターの仕事に出ると、仲間といろいろなことを話することができるし、お客さんとの触れ合いもあって楽しい。それで、仕事への依頼が来ればできるだけ出るようにしている。」

「先日は、畑の畝づくりを頼まれて岩本に行った。自分の耕うん機を持って行って耕うん、除草をして畝を作った。農業は慣れた仕事なので、別にエライ（苦しい・辛い）とも思わなかった。作業が終わると、お客さんからとても感謝され、話も弾んで、お互いの仲も深まった。帰りには手土産まで貰って帰った。シルバーの仕事は本当に楽

しいことが多い」と。

私も彼と同じで、早朝より終業時間を超えて働くという勤務の第一線から離れ、自由に使える時間が以前に比べて増えてきました。この時間をどう使い、どう生きていくかを考えるとき、同じ生きるなら自分の納得のいく生き方をしたいものだと思います。思いながら話しを聞きました。特に、日々の生活の中で出会う人々との心の触れ合いや仲を深める楽しさを味わいながら生きていきたいと思いました。（人権教育推進員）



シリーズ裁判員制度 第5回

Q5 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？



A5 裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する人の中から選びます（Q3参照）。具体的な裁判員選任の流れは次のとおりです。

1. 裁判員候補者名簿の作成

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年抽選で選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。この名簿に載った方には、その旨を通知します。



この段階では、どなたに裁判所に来ていただくかは決まりません。

2. 事件ごとにくじで裁判員候補者が選ばれます（裁判の6～8週間前）

実際に裁判員裁判を行うことになった際に、裁判員裁判の対象となる事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、さらにくじでその事件の裁判員候補者を選び、呼出状を送ります。呼出状には裁判員を務めていただく期間を記載する予定です。通常は、同時に質問票をお送りして、辞退事由等の有無を確認します。

選ばれた方には、呼出状で裁判所に来ていただく日時等をお知らせします。質問票の記載から辞退事由等に該当することが明らかになれば辞退を認めて呼出しを取り消し、裁判所まで来ていただくなくてもよいようになります。



3. 裁判所で、候補者から裁判員を選ぶための手続を行います（通常は、裁判当日午前中）

裁判長から、事件との利害関係の有無、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問されます（辞退事由についてはQ10参照）。



質問は裁判官3人と書記官のほか、検察官や弁護人も立ち会います。

4. 裁判員となる人を決定します

裁判所は辞退を認めるか、不適格事由に該当しないかなどを考慮しつつ、最終的にはくじも交えて裁判員6人を決定します。必要な場合は補充裁判員も選びます。



検察官や弁護人は、裁判員に選任しない人を指名することができます（原則として各4人まで）。

5. 裁判員裁判が始まります（通常は、裁判当日午後）